



笠縫学区ホームページ

<http://www.machikyout.jp/kasanui/>

発行：笠縫学区まちづくり協議会

連絡先：笠縫まちづくりセンター
TEL・FAX562-0071

Eメール：kasanui@machikyout.jp

笠縫学区（5月31日現在）

男性 5421人 女性 5694人

世帯数 4705世帯



笠縫小学校コロナ対策

六月一日（月）から本格的に笠縫小学校への登校がスタートし、学校にも元気な子どもたちの姿が戻ってきました。

登校再開後も、コロナ感染防止対策として3密（密集・密接・密閉）を避けるなど「新しい生活様式」が求められています。マスクの着用に加え、ソーシャルディスタンスの意識化、机椅子などの消毒作業等、学校で行っている具体的な感染防止対策を紹介します。

業間休みには、手洗いを徹底しています。廊下に印があり、一定の間隔を置いて順番を待ち、しっかり手洗いを行っています。

給食を食べるときも、机を合わせることなく、机と机の間隔を取り、同じ方向を向いて食べます。大声で話をするのではなく、静かに食事をとっています。

放課後には、教職員や学校衛生管理業務の方と

共に各教室をはじめ、トイレや手すりなどの消毒を毎日行っています。



手洗いのため間隔を置いて並んでいます。



手に石鹸を付けています。

机椅子の消毒作業をしています。

給食を食べています。



まちづくり協議会のホームページを リニューアルしました

～まちづくり協議会の情報をご覧ください～



【トップページの画面】

「まちづくり協議会」のホームページをリニューアルしました。まち協の事業のお知らせや活動報告等、身近なニュースをタイムリーにお届けします。

【URL】 <http://www.machikyou.jp/kasanui/>

●パソコンやスマホから閲覧できます。

フラワー事業でお花がいっぱい！

子ども育成部会

5月16日（土）「まちづくりセンターのフラワー事業」と名を打って、プランターにお花の苗植えを行いました。当初は、子どもたちと行う予定でしたが、新型コロナウイルスのため、子どもたちが通常授業に戻った際スムーズに事業を行えるよう、少人数の部会員で「3密」を回避して行いました。



当日は25個のプランターに、肥料を混ぜた土を入れ、ミニひまわりの種とパチュニアの植え付けを行いました。

事業の目的として、まちづくりセンターの環境美化、子どもたちが水や

りに来ることでセンターへ足を運んでもらい、センターやまち協を知ってもらうとともに、花を責任をもって育て、責任感や達成感も養おうというものです。

植え付けの終わったプランターは、まちづくりセンターの駐車場周囲に、手作りのプラカードを添えて展示しています。センターにお越しの際はぜひご覧ください。



まちづくりセンターの 利用再開に向けてのお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館しておりましたまちづくりセンターは、6月1日より一定の制限のもと利用が再開されました。

今般、利用制限の段階的緩和が示され、下記の**7月1日からの「利用にあたっての感染防止対策」**を講じ、利用者みなさんで判断いただいたうえでの利用をお願いします。

まちづくりセンターを利用されるすべての方が健康で、安心してセンターを利用していただくためのルールです。ご理解とご協力をお願いします。

「利用にあたっての感染防止対策」

① 3密対策…密閉・密集・密接を避ける

- ・人との接触を避け、対人距離を確保（できるだけ2m、最低1m空ける）
それが困難な場合は対面とならないよう工夫
- ・身体的距離の確保を徹底
- ・出入口、窓を解放して利用する等、換気を徹底

② 衛生対策…接触感染・飛沫感染を断つ

- ・マスク着用、咳エチケット、手指消毒の実行
- ・対面での食事を伴う利用を回避

③ 利用者の皆様へのお願い

- ・発熱や風邪の症状がある時の利用の自粛
- ・貸館での利用後、接触部分（手すり、イス、机等含む）の清拭消毒…《雑巾とゴム手袋を利用者にてご用意ください。消毒液はセンターで用意します》
- ・滞在時間の短縮に努め、利用後は速やかに退館
- ・活動日における利用者名簿（利用者名・住所・電話番号）の作成…《名簿は必要に応じて保健所等の公的機関へ提供することがあります》

【適用】令和2年7月1日

◆上記の対応は今後の感染状況や国県市等の方針等により、必要に応じて変更されます。

今後の予定（7月15日～8月14日）

※記事作成時点での予定です。新型コロナウイルスの状況により、変更になる可能性があります。

7/17（金） まちづくり協議会 運営委員会

8/ 1（土） 第1回 ふれあいパトロール

8/ 8（土） 第2回 ふれあいパトロール

笠縫っ子だより…



みんなが揃って嬉しい6月 ～くるみ保育園～

新緑が美しい今日この頃です。新型コロナウイルス感染症の家庭保育協力期間が解除されて6月1日より本格的な保育が始まり、日常生活・保育が戻って、ひと安心しています。

保育園では子どもの安全と健康を守るために、今までの保育環境や保育の進め方、そして衛生環境の見直しを行い、6月の受け入れを開始しました。

家庭の生活が長かったためか少し泣いて登園する子どもや、先生や友達に会えることを楽しみに嬉しそうに登園する子どもたちでした。



今では晴れの日に恵まれて、園庭や運動場で思い切り飛んだり走ったり、ガチャポンの周りで泥遊び、木陰で水遊び等、大好きな先生や友達と楽しい日々を過ごしています。



この生活がまた壊されないよう、みんなで気をつけて「コロナに負けるものか」の気持ちで頑張っていきます。

おひさまの下で！ ～認定こども園みのり～

6月からようやく通常の保育が少しずつ戻ってきましたが、まだまだ新型コロナウイルス感染予防のため、行事や参観ができない状況が続いています。

その中でも、安全に過ごすことを最優先しながら、子どもたちにこの季節・気候等今しかできない体験や経験をできるように心がけています。

園庭で泥んこ遊びをして泥の感触を全身で感じて楽しんだり、農道で保育者や友達とザリガニ取りに夢中になっています。



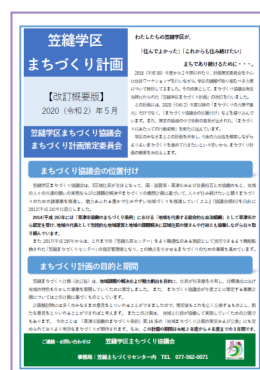
場所や人数など配慮しながら、自然に触れたり砂や泥など応答的な遊びを取り入れ、子どもたちの好奇心、創造力等を育てていきたいと思っています。

まちづくりセンターからのお知らせ

今年の「センター夏の清掃」は、新型コロナウイルス感染防止のため、実施致しません。

まちづくり計画第1次第2期計画承認！ まちづくり計画【概要版】を配布します

平成30年度、令和元年度の2年間にわたり、笠縫学区まちづくり計画検討委員会を中心に、学区の課題や笠縫学区まちづくり協議会が取り組むべき方策を検討してきました。その成果として、平成25年に作られた「笠縫学区まちづくり計画」の改定を行い、このほど、令和2年度定期総会（書面議決）にて承認いただいたところです。



【概要版】



【本編】

当協議会では、この計画を学区のみなさんと共有するため、詳細な【本編】（A4版・34ページ）とは別に、【概要版】（A3二つ折り）を作成し全戸配布します。

この計画を基に、今後の活動の方向性を模索しながら、よりよいまちづくりを進めていきたいと考えていますので、ご支援とご協力をお願いします。

今回のまちづくり計画の期間は、令和2年度から4年度までの3年間です。

【主な地域課題】

1. 住民同士の関係の希薄化が進んでいます。
2. 防犯防災への不安が高まっています。
3. 高齢化が進む中、支え合いのしくみが追いついていません。
4. 子どもが育つ環境を住民は求めています。
5. 活かしきれていない地域資源があり、学区全体の取り組みにつながっていません。
6. 地域情報紙やホームページでまちづくり協議会の取り組みがうまく伝わっていません。

※これらの地域課題の解決に向け、活動を展開していきます。

まちづくり計画の【本編】をご覧になりたい方は、まちづくり協議会事務局または各町内会長にお渡ししていますのでご覧ください。

松原地域包括支援センター

コロナ禍の中、みなさまいかがお過ごしでしょうか。松原地域包括支援センターです。

センターが開所し早や7年。介護保険や認知症のこと、権利擁護のことなど、ご相談に来てくださる方が徐々に増え、ありがたいなあと痛感している今日この頃です。

六月より新しい職員がひとり増え、事務職員ふくめ総勢6名で対応させていただきます。

今年度は、高齢者をねらう消費者被害、お金や権利を守る事業、フレイル（虚弱予防）、認知症予防などの講座も検討中です。

また、3ヵ月限定の『運動、栄養、お口のケア』など、盛りだくさんの内容でお送りする通所型短期集中予防教室も開催予定です。

お気軽にご相談ください。お待ちしております。



松原地域包括支援センター
住所：草津市上笠一丁目
(デイサービス湯楽里内)
電話：077-561-8147



草津市認知症高齢者等個人賠償責任保険始まる

令和二年六月

どんな保険なの？

この保険は、認知症の人、あるいは認知症の疑いのある人が、日常生活における偶発的な事故によって、他人の物を壊したり、自転車事故などで、相手方に損害を負わせてしまったら、線路内に立ち入り電車に接触して鉄道会社により車両損壊、遅延損害を与えたりなどして、法律上の損害賠償が発生した場合に、最大一億円を補償するものです。

加入を希望される人のうち、加入条件を満たしている人を被保険者とし、市が契約者として保険加入し、保険料は全額市が負担します。

誰が保険加入できるの？

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録事業に登録している人のうち・・・

●草津市の住民基本台帳に記録されている人

●認知症の人あるいは認知症の疑いがある人

※右記のいずれも満たしている必要があります。

草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録事業とは？

認知症等により外出中に道に迷う恐れのある人を日常的に見守り、早期発見・保護・危険防止を目的にしています。

草津市に居住している人のうち・・・

●65歳以上の在宅で生活し、認知症等により外出中に迷うおそれのある人

●在宅で生活している65歳未満の要介護状態の人

補償内容は？

「補償額の上限」
個人賠償一億円

「対象範囲」
国内

「自己負担」
なし



お問い合わせ先

草津市長寿いきがい課 高齢者福祉係
Tel:077-561-2362 Fax:077-561-2480